

# 着うた契約書

原盤権者名 (以下、甲といいます)と配信事業者名 (以下、乙といいます)とは、甲が原盤権を管理する別紙記載の原盤(以下、本原盤といいます)を、デジタル化されたネットワーク環境において使用することについて、以下のとおり契約を締結します。

## 第1条(利用許諾)

甲は乙に対し、乙が本原盤を携帯電話着信メロディ用の音楽再生データ(以下、本データといいます)として、ネットワークを介して携帯電話に自動公衆送信(送信可能化を含む)して使用することを非独占的に許諾します。

## 第2条(利用許諾の譲渡禁止)

乙は、前条の許諾に係る本原盤を利用する権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

## 第3条(同一性保持権)

乙は、本原盤の利用にあたり、本原盤に収録されている実演を変更、切除、その他改変するなどして、実演家の同一性保持権を侵害しないように留意するものとし、乙は甲に対し、事前に本データを提供して、甲の承諾を得るものとします。

## 第4条(技術的保護手段)

乙は、本原盤の自動公衆送信に際し、本データの受信先の端末機械から他の記憶装置への複製ができないように技術的保護手段を講じて、これを行うものとします。

## 第5条(原盤使用料)

乙は甲に対し、第1条に規定する本原盤の使用許諾の対価として、次の計算式にて算出した原盤使用料を支払うものとします。なお、原盤使用料にはアーティスト、プロデューサー等、本原盤の制作に関与した者のすべての対価が含まれているものとします。

$$\text{税抜販売価格} \times \underline{\quad} \% \times \text{ダウンロード回数}$$

## 第6条(報告)

乙は甲に対し、毎年3月、6月、9月、12月の各月末日を締切日とし、その期間内の利用状況を集計し、その翌月末日までに甲指定の方法にて集計結果を記載した売上報告書を提出します。

## 第7条(支払方法)

乙は甲に対し、第5条に規定する原盤使用料に消費税を加算した金額を、前条の報告の対象となった締切日の翌々月末日までに甲が指定する銀行口座に現金振込により支払うものとします。なお、振込手数料は乙の負担とします。

## 第8条(閲覧)

甲は乙に対し、第6条の報告内容を確認するために、乙の営業時間内に乙の事業所内において、乙の会計帳簿の本契約に関する部分の閲覧、謄写を請求することができます。

## 第9条(権利の帰属)

本原盤および本データにかかる著作権法上の一切の権利は、甲に帰属します。

#### 第10条(保証)

甲は乙に対し、本原盤の権利者として乙と本契約を締結するに必要かつ十分な権利ならびに能力を保有していることを保証します。したがって、万一、第三者より乙に対して、本原盤の利用について何らの権利の主張または異議の申立てがなされた場合は、甲は自己の責任と負担をもってこれを解決し、乙に一切の迷惑や負担を及ぼさないことをここに約束します。

#### 第11条(著作権使用料)

本件原盤に収録された音楽著作物の乙の利用に係る著作権使用料は、乙がこれをすべて負担します。

#### 第12条(契約期間・地域)

1. 本契約の有効期間は\_\_\_\_年\_\_月\_\_日から\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までとします。ただし、本契約の期間満了の60日前までに甲または乙のいずれか一方が相手方に対し、書面による本契約の終了、変更等の意思表示をしない限り、本契約は同一条件で1年間自動的に延長し、以降も同様とします。
2. 本契約の適用地域は日本のみとします。

#### 第13条(契約終了後の措置)

1. 本契約の終了により、乙は本契約により取得した一切の権利を失います。
2. 本契約が終了した場合、乙は甲から貸与された本原盤の複製物を甲に返却し、配信システムに収納された本データを可及的速やかに消去するものとします。

#### 第14条(修正変更)

本契約の修正変更は、書面による甲乙両者の合意がない限り効力を有しないものとします。

#### 第15条(解除)

1. 甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告のうえ、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。
2. 甲乙は、相手方に次の各項に定める事由のいずれかが発生したとき、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
  - (4) 破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくは民事再生手続きの申立を受け、または自ら申立をした場合

#### 第16条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第17条(信義則)

甲乙両者は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項ならびに本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有します。

年 月 日

甲

乙